

令和8年3月19日

転入教職員の皆様へ

十島村教育委員会事務職員
(松尾・加治屋)

事務手続きについて (お願い)

① 学校ホームページ掲載の転入職員へのお知らせを必ず閲覧し、説明会の出欠票をGoogleフォーム送信、もしくはFAX送信してください。

② 可能であれば、説明会当日までに現在住んでいる市町村役場または、マイナポータルで転出手続きを済ませてください。

※マイナンバーカードを持っている方は、市町村役場の窓口で「特例転出手続きで」と伝えると、転出証明書は不要になります。

- ・ マイナンバーカードを持っていない方は「転出証明書」の発行を受けて、説明会当日に持参してください。
- ・ マイナポータルで転出手続きした場合は、マイナンバーカード(赴任する家族全員分)を説明会当日に持参してください。(転出証明書の発行は不要)

※ 乗船前に転入手続きを役場で行った方が、早くて便利です。